

学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン

2014年3月13日 制定

学園 381

学校法人常翔学園（以下「学園」という）の研究者は、学問の自由の下に研究活動における自主性が尊重され、真理を探究する権利を有するとともに、研究活動とその成果が社会に与える影響の大きさから、研究活動には重い責任を自覚した高い倫理的規範が求められている。

学園は、設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学（以下「設置大学」という。）で学術研究活動に携わるすべての者が、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の精神に則って、設置大学における学術研究に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動することを目的として、学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドラインを定める。

なお、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。）別表に掲げる法律等の違反であって、研究活動に係る不正行為である場合においても本ガイドラインの対象とする。ただし、故意もしくは重大な過失によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらないものとする。

I 目的

本ガイドラインは、設置大学における学術研究の公正性、透明性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な学術研究倫理にかかる指針を定める。

II 定義

本ガイドラインにおいては、用語をつぎのように定義する。

1. 研究者とは、設置大学において研究活動を行う設置大学に所属する教員、技術職員、大学院生、学部学生など研究活動を行う者その他研究費または設置大学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を対象とする。
2. 研究とは、研究計画の立案、実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為と結果をさす。

III 研究者の責務

1. 学術研究における不正行為の防止

- イ. 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、いかなる場合にも研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- ロ. 研究者は、研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用（著作権の侵害）などの不正

行為を行わないとともに、研究成果が再現できるよう必要なデータや試料等を適切な期間保存し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

- ハ 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の保存に関しては、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理と処置を講じなければならない。
- ニ 研究者は、人に関わる行動や心身に関わる個人の情報やデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法をわかり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- ホ 研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動および研究者等の管理、配慮を行う。
- ヘ 研究者は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努める。

2. 研究成果の適切な発表、論文の著者について

- イ 研究者は、研究成果の公表について、存在しないデータを作成するねつ造、データを都合よく加工・変造する改ざん、他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。
- ロ 研究者は、研究成果の公表の基礎とした資料、情報、データ等は、適切な期間保存しなければならない。
- ハ 研究者は、学術論文等の発表に際しては、論文の著者について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。
- ニ 研究者は、学術論文等の発表に際しては、既に発表されている関連データの利用や著作権等について、先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。

3. 研究費の適正な使用

研究者は、研究費の使用にあたっては、研究費ごとに定められた条件および使用ルール、そして学園の関連規定を遵守し、研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努める。

4. 研究等の契約の遵守

研究者は、研究、守秘義務や知的財産権に関する契約を締結する際は、学園が定める手続に則り行い、契約書に定められた内容を遵守する。

5. 他者の業績評価

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

6. 生命倫理の尊重

研究者は、遺伝子組換え実験、動物実験および疫学実験等の研究について、生命倫理および動物愛護等の観点から、法令等を遵守する。

7. 差別やハラスメントの禁止

研究者は、研究活動のすべての過程において、各個人の人格と自由を尊重し、思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。

8. 個人情報の保護

研究者は、研究のために収集した個人情報やデータは、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように十分に配慮して適切に取り扱わねばならない。

9. 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動において、個人および組織、あるいは異なる組織間の利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

IV 学園、設置大学の責務

1. 学園、設置大学は、研究者の研究倫理に係る意識を高め、さらに研究活動に係る法令等の違反を防止するため、必要な啓発および研修計画を策定し、実施する。
2. 学園、設置大学は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱における不正行為を防止するため、研究活動および研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。
3. 学園、設置大学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じるとともに、学内外への説明責任を果たす。
4. 学園、設置大学は、研究活動について、不正な行為などを申立てた者が、将来にわたって不利益を被ることがないように十分な配慮を行う。
5. 学園、設置大学は、前4項を実施するために、設置大学に研究倫理委員会を設ける。

V ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、理事長が行う。

付 則

本ガイドラインは、2014年3月13日から施行する。